

各位

会 社 名 株式会社フュートレック 代表者名 代表取締役社長 西田 明弘 (コード 2468 東証スタンダード市場) 問合せ先 管理部長 秦 真一郎 (TEL 06-4806-3112)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第22期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

## 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり当社定款を一部変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則として変更案第42条(電子提供措置等に関する経過措置)を新設するものです。なお、本条は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月21日(火) 2022年6月21日(火)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削除)
みなし提供)	
第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	
総会参考書類、事業報告、計算書類およ	
び連結計算書類の記載または表示をす	
べき事項に係る情報を、法務省令に定め	
るところに従いインターネットを利用	
する方法で開示することにより、株主に	
<u>対して提供したものとみなすことがで</u> きる。	
<u>ර නං</u>	
(新設)	(電子提供措置等)
	第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主
	総会参考書類等の内容である情報につ
	いて、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の
	<u>うち法務省令で定めるものの全部また</u>
	は一部について、議決権の基準日までに
	書面交付請求した株主に対して交付す
	<u>る書面に記載しないことができる。</u>
7/17/1	7/17/1
附則	附則
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置)
(VI/IBC)	第 42 条 現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等
	のインターネット開示とみなし提供)の
	削除および変更案第 17 条(電子提供措
	置等)の新設は、会社法の一部を改正す
	る法律(令和元年法律第 70 号)附則第
	1条ただし書きに規定する改正規定の
	施行の日(以下「施行日」という。)から

現行定款	変更案
	効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から
	6か月以内の日を株主総会の日とする
	株主総会については、現行定款第 17 条
	(株主総会参考書類等のインターネッ
	ト開示とみなし提供) はなお効力を有す
	<u>3.</u>
	3. 本条は、施行日から6か月を経過した
	日または前項の株主総会の日から3か
	月を経過した日のいずれか遅い日後に
	これを削除する。_